

第4章 実現化方策

4.1 まちづくりの推進体制

本市では、市民・各種団体・事業者等と協働でまちづくりを進めていくための仕組みとして、「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」を定めています。

こうしたことから、本計画を指針とし「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に基づき、まちづくりの推進をしていきます。

◆市民の役割（条例第5条）

・市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

◆市民公益活動団体の役割（条例第6条）

・市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校、地域自治協議会及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

◆事業者の役割（条例第7条）

・事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校、地域自治協議会及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

◆学校の役割（条例第8条）

・学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

◆市の責務（条例第9条）

・市は、奈良市情報公開条例の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

・市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

・市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

・市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

◆市政への参画の機会等（条例第13条）

・市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程の全てにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

（１）市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。

（２）市民、市民公益活動団体、事業者及び地域自治協議会からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

◆市民参加の方法及び実施（条例第14条）

・市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

・市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

・市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び地域自治協議会の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4.2 計画の進行管理の仕組み

4.2.1 基本的な考え方

人口減少・少子高齢化時代を迎え、厳しい財政状況の中、複雑・多様化するニーズを的確に捉え、様々な都市政策の課題に対応するため、行政及び関係機関の連携を強化するとともに、市民及び事業者等のまちづくりへの主体的な関わりと行政による仕組みづくりにより、自らの意志と責任に基づく地域主体のまちづくりを進め、都市計画マスタープランが示す将来像の実現を目指します。

4.2.2 まちづくりの推進

▼関係機関及び庁内の連携強化

都市計画マスタープランは、都市計画分野に限らず、本市のまちづくりに関する長期的な基本方針を示したものであることから、道路・公園及び景観等、まちづくり分野で定める個別計画の策定や事業の実施に際して、本計画を指針として活用し、相互連携のとれた一体的なまちづくりを展開します。

また、庁内の関係部局の横断的な連携はもとより、国・県・近隣市町及び各種関係機関等との連携を強化しながら、計画的・効率的な事業や取組を推進していきます。

▼ボトムアップ型まちづくりの推進

まちづくりでは、幹線道路等、大規模な都市施設から、市民が日常的に利用する身近な生活道路や街区公園、建築制限やまちなみの誘導といったルールづくり、市民が主体的に実践する宅内緑化等、様々な施策があります。一方、市民のニーズや価値観、生活様式の多様化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に伴い市民生活を取り巻く地域の課題はますます複雑化しています。

こうしたことから行政は、それぞれの施策内容に応じ、市民・各種団体・事業者等の参加の場をつくり広く意見を取り入れながら、多様な主体への支援や連携の仕組みを通じて、「市民主体のボトムアップ型のまちづくり」への方向転換を進めていきます。

▼情報公開

都市計画の決定・変更及び都市計画事業の実施等のまちづくりに関する情報を広報紙やホームページ等を通じて公開し、市民への周知を図ります。

▼まちづくりを支援する制度の活用

政策課題に応じた都市計画制度の適切な運用はもちろんのこと、地区計画制度・都市計画提案制度等の活用を図り、市民等とともに都市計画マスタープランが示す将来像の実現を目指します。

4.3 効率的・効果的なまちづくりの推進方策

▼都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランで示す将来像を実現するためには、都市計画の決定や変更も必要になります。

都市計画の決定・変更では、社会経済情勢や将来見通し・地域特性・計画の熟度及び住民意向等を的確に判断しながら、適切な時期に実施していきます。

▼都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、長期的・総合的な視点に立って本市の将来像を示し、その大きな道筋を明らかにしています。

しかし、人口減少・少子高齢化時代を迎え厳しい財政状況の中、策定段階で施策の具体を示すには限界があり、本計画は、改定後に適切な政策判断が可能となる弾力性のある計画となっています。

また、上位計画である総合計画や大和都市計画区域の整備・開発及び保全の方針の改定及び地区レベルで新たなまちづくり計画やルールが構築されることが十分想定されます。

さらには、社会経済情勢や地域の状況が大きく変化することも想定されます。

こうしたことから、必要に応じて、計画の見直しを適宜行っていきます。